

八街市予約型のりあいタクシー

チョイとソコまで、ごいっしょに
チョイソコ
やちまた

会員証
会員登録制

会員登録無料

自宅を乗降場所として登録します。

(介助者の会員登録は不要です。)

乗り合いでご希望の場所へ

運行日
月曜日から金曜日
8:00-17:00
(国民の祝日、12/31-1/3 除く)

電話・インターネット受付

電話
月曜日から金曜日
8:00-17:00
(国民の祝日、12/31-1/3 除く)

インターネット
24時間

¥
運賃

一般
500円
小中学生・障がい者・介助者
300円
未就学児(保護者同伴)
無料

チョイソココールセンター
☎050-2018-8611
(月曜日から金曜日 8:00~17:00)

インターネット
24時間

<https://yachimata.aisin-choisoko.com>

チョイソコは八街の皆様の外出を応援する新しい移動手段です。

予約型のりあいタクシーの仕組み

チョイソコは指定の乗降場所で乗降する乗り合い送迎サービスです。

ご利用方法

1. 申し込む

「チョイソコ会員登録申込書」に必要事項を記入し郵送します。

2. 会員証が届く

カードサイズの会員証が送られてきたらご利用可能です。

3. 予約をする

インターネット
(24時間)

<https://yachimata.aisin-choisoko.com>



チョイソココールセンター
050-2018-8611
(月曜日から金曜日 8:00~17:00)



お電話でご予約の際は下記情報をお伝えください。

- ① お名前と会員番号
- ② 予約希望日時
- ③ 乗る場所・降りる場所
- ④ 同乗者の有無



ご予約の際の注意点

- お電話・インターネットにて利用希望日の7日前(インターネットの場合は6日前)から30分前まで受付可能です。
- ※ 午前8時から9時前までに乗車する場合は、前日までに予約をお願いします。状況により希望に沿えない場合があるため、早めのご連絡をお願いします。

運賃

- 一般：500円
- 小中学生・障がい者・介助者：300円
- 未就学児：無料

※ 支払いは現金のみ。できるだけおつりのないようご協力をお願いします。
※ 北部運行区域と南部運行区域の相互移動は乗継となり、運賃が2回分発生します。(共通乗降場所は除く)

！ ご注意

- ・ 利用可能な乗降場所は別途資料をご確認ください。
- ・ 他のお客様の状況によりご希望に沿えないことがあります。
- ・ 時間は目安です。到着時間を厳守したい場合は渋滞などを考慮して余裕をもった時間でお電話ください。

※必ずお読みください

1. サービス内容及びご利用条件

「チョイソコやちまた」(以下「本サービス」)は、「チョイソコやちまた」会員規約(以下「本規約」)に基づき、会員となった方(以下「会員」)を対象とし、限定地域内・限定目的地において、複数の方で乗り合い、定額運賃で目的地まで移動することを支援するサービスです。本サービスのご利用の条件は、本規約によります。

2. 規約への同意

本規約は、本サービスの利用を希望するお客様が、会員登録申込書に必要事項を記入し、本規約に同意し、八街市(以下「市」)が会員と認めた方との間で適用されます。

3. 会員条件

次の(1)(2)(3)の条件の全てを満たす方のみ会員登録できるものとします。

- 八街市民(八街市の住民基本台帳に記載のある者)
※未成年の方の会員登録には、保護者の同意が必要となります。
※その他市が認めた方
- ご自分で、または保護者もしくは介助者の補助により、コールセンター(以下「センター」)への連絡ができる方
- ご自分で、または保護者もしくは介助者の補助により、乗降ポイントへの移動及び車両への乗降ができる方

4. 利用開始

本サービスは、市が会員登録申込書を受け付け、センターへ会員登録情報を提供し、センターからの書面による利用開始案内を受け取り次第、ご利用頂けます。

5. 運賃

1人あたりの運賃は、以下のとおりとします。
一般 500円/回
小中学生・障がい者(身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者)・介助者 300円/回
未就学児(保護者同伴)無料
支払い方法は現金のみとし、旅客自動車運送事業者が受領します。

6. 乗降ポイント・ルート等

乗降ポイントは、会員登録申込書添付別紙のとおりとします。また、運行ルートは、会員の乗車希望状況・乗降都合・交通事情等により、運行係員が適宜決めるものとします。このため、乗降ポイントへの運行ルートは、乗降時で異なる場合があります。

7. 運行・予約受付日時及び運休

運行及び予約受付日時は、次のとおりとします。ただし、市や旅客自動車運送事業者の判断により、変更または運休する場合があります。この場合、センターから該当する会員に連絡します。
○運行日時:月曜日～金曜日 8:00～17:00
○運休日:土、日、祝日、年末年始(12/31～1/3)、天候や災害など安全な運行に支障がある日及びその他市が運休と定めた日。

○予約受付日時:

- 電話の場合
月曜日～金曜日 8:00～17:00
(土、日、祝日、年末年始(12/31～1/3)及び市が休業と定めた日を除く)
※利用希望日1週間前から利用希望時間の30分前まで受け付けます。
- インターネットの場合
24時間(年中無休)
※利用希望日の6日前から利用希望時間の30分前まで受け付けます。

なお、①②の予約方法がご利用できない、やむを得ないご事情がありFAXをご利用する場合は、市にご相談ください。

8. 予約方法

ご利用を希望される場合は、センターへ電話し、会員番号、利用希望日時、希望乗降ポイントをご連絡ください。また、インターネットからの予約受付も可能です。なお、小学生がご利用を希望される場合、保護者からの連絡が必要です。運転係員への口頭での予約は受付致しかねます。限られた車両で乗車予約の早い方を優先するため、乗車のご希望に沿えない場合があります。また、到着時間に余裕をもってご予約ください。

9. 乗車制限

- 次の各号のいずれかに該当する場合は、その乗車をお断りします。
- 旅客自動車運送事業運輸規則(昭和31年運輸省令第44号)その他法令により持込みが制限又は禁止されている物品を携帯する者
 - 公の秩序若しくは善良な風俗を乱す者又はおそれのある者
 - 運転係員の指示に従わない者
 - 他の利用者に迷惑がかかるような大きな荷物を持参し利用する者
※手押し車、ベビーカー等については、会員ないし介助者にて折り畳みをして、自身の前に置ける程度の大きさであれば乗車可能。
 - 泥酔している者
 - ペットを連れてくる者
※ただし、盲導犬・聴導犬・介助犬については、乗車可能です。予約時にその旨お伝えください。
 - 同乗する保護者のいない未就学児
 - 車椅子を利用されている者
 - 前8号に掲げる者のほか、市長が不相当と認めた者

10. 変更・キャンセル

予約の変更・キャンセルは、必ずセンターへご連絡ください。インターネットからも変更・キャンセルができます。なお、運転係員への口頭での変更・キャンセルは受付致しかねます。また、変更・キャンセルについて、取消料等の負担は不要です。

11. 到着時間

本サービスは乗合のため、他の会員の予約状況・乗降都合・交通事情により、予定より到着が前後する場合がございます。予約時間の5分前に乗降ポイントにお越しください。出発・到着の時間は目安であり、時間を確約するものではありません。大幅な遅延が予想される場合、センターからご連絡しますが、携帯電話等をお持ちでない場合、連絡が取れない場合がございます。このため、携帯電話の持参を推奨します。

12. 会員の遅延

ご予約された時間に乗降ポイントにお越しにならない場合、次の会員をお迎えに出発します。

13. 会員資格の取消し

会員が次のいずれかに該当すると市が判断した場合、会員資格を直ちに取消すことがあります。
(1)本人確認ができないとき
(2)旅客自動車運送事業者との運送契約に違反するとき
(3)本規約第3条(会員条件)を満たさないとき
(4)本規約第18条(反社会的勢力の排除)の誓約に違反し、またはそのおそれがあるとき
(5)本規約を遵守しないとき

14. 介助者

会員の内、介助を必要とする者と同乗する者は介助者としてします。介助者として同乗を希望される場合は、乗車希望連絡のご連絡の際に、その旨お伝えください。お伝えがない場合は乗車をお断りする場合があります。介助者として乗車する場合には会員登録の必要はありませんが、介助者にも本規約が適用されますので、会員は、介助者が本規約を理解し、守ることに責任を持って頂きますようお願いいたします。なお、介助者にも運賃がかかります。

15. 運送契約の成立及び適用

会員及び介助者の乗降及び運送(運送の引受け、旅客に対する責任(生命又は身体を害した場合の責任)等)、本サービスにかかる車両の管理については、市ではなく、運送を行う旅客自動車運送事業者と会員との間で適用される運送契約(一般乗用旅客自動車運送事業標準運送約款等)によります。旅客自動車運送事業者と会員との間の運送契約は、会員の乗車時に成立するものとし、市は、旅客自動車運送事業者と会員との間の運送契約の成立を約束するものではなく、運送契約の不成立について、何らの責任を負わないものとします。なお、一般乗用旅客自動車運送事業標準運送約款第4条の規定に該当する場合には、運転係員が乗車をお断りする場合があります。

16. 市の免責

次の場合、市は会員に対して損害を賠償する責任を負わないものとします。ただし、市に故意又は重大な過失がある場合は、この限りではありません。
(1)本サービスにかかる車両、乗降、及び運送により生じた一切の損害、損失、事故、トラブル
(2)通信不具合・会員の連絡ミス等により、乗車希望連絡等に関してトラブルが生じた場合
(3)会員が本サービスにかかる車両・乗降ポイントに忘れ物をされた場合
(4)会員が携帯電話をお持ちでない、または使用できないことにより、時間の変更・キャンセル、運行遅延等の連絡ができない場合、本規約第7条(運行・予約受付日時及び運休)、第11条(到着時間)、第12条(会員の遅延)、第13条(会員資格の取消し)、第14条(介助者)、第22条(コールセンターの稼働中断・停止)、第23条(本サービスの中止・終了)の場合

- 会員の故意または過失による場合
- 市の責に帰すことができない事由による場合

17. 会員の責任

市は、会員の故意もしくは過失により、または会員が法令もしくは本規約の規定を守らないことにより、市が損害を受けたときは、当該会員に対し、その損害の賠償を求めることがあります。

18. 反社会的勢力の排除

会員は、会員及び介助者が、反社会的勢力(暴力団員またはこれに準ずる者、暴力・威力・脅迫の言辞・詐欺的手法を用いて威圧、業務妨害、もしくは不当要求をする者)でないことを誓約するものとします。

19. 個人情報の確認に対する同意

会員は、市の本サービス担当課が会員条件を確認するため、住民基本台帳担当課に個人情報を照会することを同意するものとします。

20. 個人情報の取扱い

会員から提供いただいた個人情報は、本サービスにかかる車両の運行、運行に関するご利用状況・ご意見調査のみに利用し、他の目的には利用しません。ただし、会員条件の確認、運行状況の報告、運営及び改善のため、必要な限りにおいて、市及び当市の業務委託先であるコールセンター、旅客自動車運送事業者、その他の事業関係者等に情報を共有する場合があります。

21. 申込内容の変更・退会

会員登録申込書に記載された内容に変更がある場合、または退会をご希望される場合は、市へ書面または電話でご連絡ください。

22. コールセンターの稼働中断・停止

メンテナンスのため、センターの稼働を中断し、または停止する場合があります。

23. 本サービスの中止・終了

市は、車両内・インターネット上に掲示する等の方法で会員に周知することにより、本サービスの運営を中止し、または終了する場合があります。

24. 規約の変更

市は、本規約の変更内容及び変更日を、本サービスにかかる車両内・インターネット上に掲示する等の方法で会員に周知することにより、または、変更時に有効な民法の規定に従い、本規約を変更することができるものとします。この場合、変更日をもって変更後の規約が適用されるものとします。

25. 準拠法及び裁判管轄

本規約は、日本法に準拠し、これに従い解釈されます。本サービス及び本規約に関する一切の紛争は、千葉地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

以上

規約制定:2023年7月31日